

高槻市多文化共生施策推進基本指針

平成 21 (2 0 0 9) 年 3 月

高槻市

はじめに

21世紀は、「人権の世紀」といわれています。

人権とは、私たちが幸せに生きるための権利です。この権利は、国籍や民族、性別を超えてすべての人に共通した権利です。

平成19(2007)年末現在、我が国の外国人登録人員数は約215万人に達し、経済のグローバル化のなかで、今後とも増加することが予想されます。

本市においても1990年代以降、中国やブラジル、フィリピンなどの人々が増え、外国人登録人員数は3,098人になっています。国籍をみると、昭和57(1982)年には韓国・朝鮮が90.5%を占めていましたが、平成19(2007)年末では51.2%になり、韓国・朝鮮以外の国籍の人が51カ国約1,500名になっています。

第4次高槻市総合計画においても、「心がかよう共につくるまちづくり」として多文化共生の社会づくりを掲げ「外国語による日常生活関連情報の提供を行うなど、外国人市民が地域の一員として暮らしやすいまちづくりを進めます。」とその具体化を目指しています。

このような状況のもと、本基本指針におきましては、多様な価値観を認めあう多文化共生社会の実現に向け、市民やさまざまな団体、企業、学校との連携を築く中で、外国人市民にも暮らしやすいまちづくりを推し進め、中核市としてふさわしい国際性豊かな魅力あるまちづくりを目指します。

平成21年3月

高槻市長 奥本 務

目次

	頁
第1章 多文化共生施策推進基本指針の策定にあたって	1
1 基本指針策定の趣旨	1
(1) 基本指針策定の背景	1
(2) 基本指針の位置付け	3
(3) 策定の方法	4
第2章 在住外国人を取り巻く状況	6
1 在住外国人の現状	6
(1) 国の現状	6
(2) 本市の現状	6
2 多文化共生への取組み	8
(1) 国の取組み	8
(2) 大阪府の取組み	9
(3) 本市の取組み	10
第3章 外国籍市民アンケート調査結果	13
1 実施方法等	13
2 調査結果	13
(1) オールドカマー	13
(2) ニューカマー	14
(3) オールドカマーとニューカマーの相違点	16
第4章 基本指針の考え方	17
1 基本理念	17
2 基本方針	19
(1) 人権尊重	19
(2) 情報の多言語化	20
(3) 暮らしの支援	21
(4) 多文化共生の地域づくり	22
(5) 施策の推進	23
3 基本指針の体系	25
4 方策の推進にあたって	26

参考資料